

労働福祉事業の見直しについて

I 基本的考え方

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）の「特別会計改革の具体的方針」においては、労働保険特別会計について、純粋な保険給付事業に限って経理することを原則とし、労働福祉事業については「廃止も含め徹底的な見直し」を行うこととされている。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）第 23 条第 1 項において、「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを原則とし」、労働福祉事業については「廃止も含め徹底的な見直し」を行うこととされている。

このため、費用負担者である事業主の団体の参画を得て、事業の廃止も含め、徹底した精査を行い、個別事業の見直し・整理案及び労働福祉事業の再編案の策定を行うこととしたものである。

Ⅱ 平成 18 年度における労働福祉事業

平成 18 年度における労働福祉事業（1, 111 億円）については、以下のように分類される。

1	事業経費	766 億円
2	独立行政法人運営費交付金・施設整備費補助金	256 億円
3	システム経費等その他の事務費等	89 億円

Ⅲ 見直しに係る検討経過

労働福祉事業について、別添の作業方針に基づき、下記のとおり見直しを検討した。

3月31日 第1回労働福祉事業見直し検討会

- ・ ワーキングチームを設置することとし、ワーキングチームにおいて個別事業を精査し、その精査結果を踏まえて見直し素案を作成すること等を決定。

4月17日 第1回ワーキングチーム

- ・ 第1号事業（社会復帰促進事業）、第2号事業（援護事業）及び第3号事業（安全衛生事業）について、内容を精査、見直し素案を検討

4月28日 第2回ワーキングチーム

- ・ 第3号事業及び第4号事業（労働条件確保事業）について、内容を精査した上で、見直し素案を検討

5月22日 第3回ワーキングチーム

- ・ 全事業について検討状況を総括し、見直し素案について再度議論

5月30日 第4回ワーキングチーム

- ・ これまでの検討状況を総括 ・ 中間とりまとめ了承

8月 7日 第2回労働福祉事業見直し検討会

- ・ 労働福祉事業見直し案を議論

IV 精査結果

別添の方針に基づいて労働福祉事業を精査した結果、以下のような結論を得た。

1 新たな事業を、

- (1) 被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
- (2) 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- (3) 保険給付事業の健全な運営のために必要な事業(労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業)

と位置付ける。

また、新たな事業については、「労働福祉事業」という事業名を用いないこととし、より事業内容を反映する事業名を検討する。

2 ワーキングチームにおいて、事業規模に関わりなく全ての事業について、削減の実効性を高めるために精査した結果、31事業(全事業数(76事業)の約4割)(別紙)について早期に廃止・整理又は見直しを行う。

※ 労働福祉事業の各事業の検討状況

- ① 廃止・整理する事業（6事業）
- ② 削減・効率化のための見直しを行う事業（9事業）
- ③ 小規模（事業規模が3,500万円未満）であるため、廃止・整理（統合を含む）する事業（12事業）
- ④ 時限事業であり、事業の必要性を十分に勘案して行う事業（4事業）

また、上記31事業以外の45事業についても、大規模事業の一層の効率化をはじめ、低コストで効率的な行政運営に努める。また、委託先が同じ、事業内容が類似している等の理由から統合可能なものについては、統合を検討する。

- 3 各事業についての的確な目標設定を行う。事業評価に当たっては、業務目標の達成度を評価し、PDCAサイクルで不断のチェックを行い、その情報を公開するとともに、事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査する。

4 低コストで効率的な行政運営に努めるという考え方の下、独立行政法人に対する運営費交付金等については、各独立行政法人の中期計画等に基づき、業務運営の合理化・効率化による削減を図る。また、災害防止関係団体については、「行政改革の重要方針」別表5に基づき必要な措置を講じ、削減・効率化を図る。

また、システム経費等については、「最適化計画」等に基づき、業務の効率化による経費の削減を図る。

5 今後も引き続き事業の合目的性と効率性を確保するため、適宜、「労働福祉事業の見直し検討会」を開催し、個別事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。

労働福祉事業の各事業の検討結果

1 事業の廃止・整理

以下に掲げる事業については、廃止・整理する。

- (1) 国際安全衛生センター運営事業
- (2) 中小企業勤労者総合福祉事業
- (3) 労働条件等自主的改善対策推進事業
- (4) 勤労者財産形成促進事業
- (5) 中小企業貸金制度支援事業
- (6) 総合的短時間労働者対策推進事業

2 事業の削減・効率化のための見直し

以下に掲げる事業については、削減・効率化を図るための見直しを行う。

- (1) 補装具及び社会復帰保養事業
- (2) 労災年金等相談体制整備事業
- (3) 過重労働・メンタルヘルス対策の事業に対する支援の充実の事業
- (4) 中小規模事業場健康づくり事業
- (5) 勤労者マルチライフ支援事業
- (6) 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業
- (7) 労働条件相談センター事業
- (8) 新規起業事業場労働条件サポート整備事業
- (9) 有期契約労働者就業環境改善プロジェクト事業

3 小規模事業の廃止・整理

以下に掲げる事業については、事業規模が3,500万円未満であることから、廃止・整理(統合を含む)する。

- (1) 構造規格の見直しの推進の事業
- (2) 産業保健関係者に対するC型肝炎に関する正しい知識の普及の事業
- (3) じん肺予防対策調査研究等の事業
- (4) 作業環境測定を活用した作業環境管理等のあり方についての検討の事業
- (5) 勤労者の福祉の向上に関する調査研究事業
- (6) 勤労者の快適通勤・テレワーク等環境整備事業
- (7) 改善基準告示等遵守のための運行時間管理に係る自主的改善事業
- (8) 今後の労働契約のあり方に関する調査研究事業
- (9) 業務請負業において雇用される労働者の就労の実態及びその保護のあり方に関する調査研究事業
- (10) タクシー運転者の長時間労働と賃金との関係についての調査研究事業
- (11) 労働条件の改善と労働能率の増進についての調査研究事業
- (12) 労働政策検討基礎調査等事業

※ 調査研究事業については、必要性・重要性等を鑑み統合することを検討。

4 時限事業の取扱い

以下に掲げる時限事業については、事業の必要性を十分に勘案して実施期間を判断する。

- (1) 労働安全衛生融資資金利子補給に係る事業
- (2) 2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築の事業
- (3) CO中毒患者に係る特別対策事業
- (4) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給事業

5 目標設定の見直し

満足度の指標による目標設定が行われている等適切な目標設定が行われていない事業については、新たな成果目標を設定し事業の効率化を進めていく。

6 その他

以下に掲げる事業の在り方については、新たな事業の目的に照らし合わせて、関係者の意見を踏まえつつ、引き続き検討。

- (1) 未払賃金立替払事業
- (2) 中小企業福祉事業

労働福祉事業の見直しの方針

1 見直しの作業

- (1) 必要性が薄くなったものは廃止・整理
- (2) 労災保険給付を補完し、労災保険給付事業と一体的に運営される事業と分類される事業
事業の削減・効率化を図るための見直し
- (3) 労働災害の防止、労働環境の改善等保険給付の抑制に資する事業に分類される事業
 - ① 事業規模が一定額未満（3, 500万円未満）の事業は、廃止・整理
 - ② 事業規模が一定額以上（3, 500万円以上）の事業のうち、
 - (イ) 目標設定が可能な事業については、アウトカム指標による目標設定が適切に行われているかを検証し、
 - ・ アウトカム指標による目標設定が行われている事業については、目標達成度を評価（検証結果に基づき見直し）
 - ・ アウトカム指標による目標設定が行われていない事業については、目標の見直し
 - (ロ) 目標設定が不可能な事業については、見直し又は廃止・整理
 - ③ 各事業について、5年前と比較して見直しが行われていないものについては、見直し
- (4) 時限事業のうち必要性が薄くなったものは、前倒しでの廃止も含め見直し

2 その他

- (1) システム経費等その他の事務費、独立行政法人に対する運営費交付金等について、削減・効率化
- (2) 経済界をはじめ各界の意見を見直しに反映